

令和元年度 産業廃棄物管理責任者講習会

東京都では、東京都廃棄物条例により、事業場ごとに
「産業廃棄物管理責任者」を選任しなければならないことをご存知ですか？

当講習会の特徴

- 「オフィスビル 製造・物流系」、「建設系」の2コース
- 「建設系」は、CPDS 認定講座（※一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）
- 講習会修了者には、修了証をお渡しします
- 個別の質問コーナー

産業廃棄物管理責任者
講習会テキスト

開催日程 及び 会場

コース	開催日	会場
オフィスビル 製造・物流系	令和元年 7 月 26 日(金)	東京都トラック総合会館 大会議室 (東京都新宿区四谷3-1-8)
建設系	令和元年 9 月 20 日(金)	KFC Hall&Rooms Room101~103 (東京都墨田区横網1-6-1)
オフィスビル 製造・物流系	令和元年 10 月 4 日(金)	KFC Hall&Rooms Room101~103 (東京都墨田区横網1-6-1)
建設系	令和元年 11 月 22 日(金)	KFC Hall&Rooms Room101~103 (東京都墨田区横網1-6-1)
定員数	各回 80 名	* 駐車場の用意はありません。 公共交通機関等をご利用ください。
受講費用	6,000 円(税抜)	7月、9月開催分 6,480 円(消費税率8%) 10月、11月開催分 6,600 円(消費税率10%)

受講対象

東京都廃棄物条例に基づく、「産業廃棄物管理責任者」(業務に従事する方も含みます)

講習会カリキュラム (予定)

10:00	12:00	13:00	15:25	15:35	17:00
I 循環型社会の形成を推進するための体系と廃棄物処理法の概要 ・循環型社会形成推進のための枠組み ・廃棄物処理法の概要 ・廃棄物の定義 II 排出事業者の責務 ・産業廃棄物の保管と処理 ・措置命令、罰則規定	昼 休 憩	III 産業廃棄物管理責任者の実務 ・産業廃棄物管理責任者の選任と実務 ・信頼できる処理業者の選定 ・マニフェストについて ・産業廃棄物処理の不適正事例 ・委託契約の締結	オフィスビル 製造・物流系 IV オフィスビル等廃棄物の適正処理とリサイクルの推進 ・オフィスビル等から排出される廃棄物 ・オフィスビル等廃棄物の処理体系 等 建設系 CPDS認定 V 建設廃棄物の適正処理とリサイクルの推進 ・建設リサイクル法と廃棄物処理法の関係 ・建設工事における排出事業者 等	VI 東京都の産業廃棄物対策 ・東京の産業廃棄物の現状 ・東京都産業廃棄物処理計画(概要) ◇確認テスト ・解答と解説 ◇修了証交付	

〈参考〉産業廃棄物とは？

産業廃棄物の種類			特定の業種等（13～19の廃棄物）
すべての業種に共通	1 燃え殻	特定の業種によるもの	13 紙くず
	2 汚泥		建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した紙くず、パルプ・紙製造業、印刷業、製本業等で発生した紙くず
	3 廃油		14 木くず
	4 廃酸		建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した木くず、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業等で発生した木くず、廃パレット（全業種）
	5 廃アルカリ		15 繊維くず
	6 廃プラスチック類		建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）で発生した天然繊維くず
	7 ゴムくず		16 動植物性残さ
	8 金属くず		食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		17 動物系固形不要物
	10 鉱さい		と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	11 がれき類		18 動物のふん尿
	12 ばいじん		畜産農業の動物のふん尿
			19 動物の死体
			畜産農業の動物の死体
			20 政令第13号廃棄物
			1～19の産業廃棄物を処理したもので、1～19に該当しないもの

出典：九都県市廃棄物問題検討委員会 リーフレット

排出事業者責任とは？

廃棄物処理法は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めています。

**処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合でも、
処理責任は排出事業者にあります！**

✓排出事業者責任チェック（抜粋）

- ☐ 委託契約を書面で締結していますか？
- ☐ マニフェストを交付していますか？
- ☐ 廃棄物の保管場所に掲示板はありますか？

廃棄物の取扱いには、他にもたくさんの決まりがあります。法令違反を犯さないためにも、**法令を正しく理解し、適正に取扱うことが必要です。**

産業廃棄物管理責任者とは？

東京都廃棄物条例では、「産業廃棄物を排出している事業者は事業場ごとに『産業廃棄物管理責任者』を選任しなければなりません。」と定めています。

産業廃棄物管理責任者は、廃棄物の処理について十分な知識を有し、自社の廃棄物の削減・適正処理を図る役割を担います。

※特別管理産業廃棄物管理責任者とは異なります。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するためには、別の所定の講習を受講する必要があります。

※廃棄物管理責任者とは異なります。

各区市町村の条例で定められている廃棄物管理責任者制度については、所管の自治体にお問合せください。

受講生の声

- ・ 責任者の実務の重要性について、とてもよく理解できました。
- ・ 最近問題になった事例が挙げられており、大変分かりやすかったです。
- ・ かみくだきながらの説明で、知識が浅くても理解しやすかったです。
- ・ テキストの資料編（各様式、記入例、契約等）が具体的で、これからも活用できそうです。

申込方法

WEBよりお申込を受け付けています

東京都環境公社

検索

※ご入金後のキャンセル・受講日の変更は出来かねます。予めご了承ください。
※領収書等の発行は行っておりません。

お問合せ

公益財団法人東京都環境公社
環境事業部環境事業課管理係

TEL：03-3634-4030

FAX：03-3644-2260

Mail：sanpaik@tokyokankyo.jp

産業廃棄物関連情報メールマガジン配信中！

＊毎月第2金曜日配信（月1回）、重要情報は臨時号でお知らせ！

＊通知・補助金・行政処分の情報など、知っておきたい情報が満載！

ご登録は公社ホームページから

※携帯電話、スマートフォンの場合は、
右記のQRコードからご登録ください。

